

一般事業主行動計画

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が職業生活において、その希望に応じて、十分な能力を発揮し活躍できる環境を整備（女性職員の継続的就業を支援）するため本行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2. 本法人の課題

- (1) 女性の採用は多いが、継続的就業が困難な事案が発生することがある。
- (2) 勤続勤務年数に男女間で差異が一部存在する。
- (3) 管理職に占める女性の割合が低い一部事業所がある。
- (4) 働き方改革対応による労働時間を適切に把握し対応に努める必要がある。

3. 目標と取り組み内容・実施期間

(1) 目標

ア 各事業所、女性管理職の割合を33.3%以上（法人全体50%以上）とする。

【継続】

イ やむを得ない理由（結婚退職、遠隔地引越等）以外の退職者の発生を防止する。

【継続】

ウ 職員の残業時間を法人全体及び各事業所で月5時間以内とする。

【継続】

(2) 取り組み内容

ア 令和2年4月～

・「働き方改革対応」による就業規則・給与規程等関連規程の見直し及び、見直し結果の周知 【実施中】【継続】

・職務内容の明確化・業務内容の見直し 【実施中】【継続】

・病気休暇、生理休暇、産前産後休業、育児・介護休業制度の周知徹底 【実施中】【継続】

・有給休暇消化促進（管理職員からの指導）

【実施中】【継続】

・ノー残業デイ実施の徹底

【実施中】【継続】